



集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書提出に関する陳情

要旨

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回するとともに、集団的自衛権行使のための立法措置を中止することをふまえた意見書(別紙)を政府関係機関に提出することをお願いします。

理由

昨年(平成26年)の7月1日、安倍内閣は集団的自衛権の行使を容認する「閣議決定」を世論の反対を無視して強行しました。これは、憲法9条のもとでは「海外での武力行使は許されない」とした政府の見解を180度転換し、「日本が海外で戦争する国」になることを意味します。解釈で憲法9条の破壊は許されません。今多くの世論調査でも6割近い人が集団的自衛権の行使に反対しています。全国の238の自治体(平成27年1月末現在)で集団的自衛権行使容認反対の意見が採択されています。貴市議会におかれましても、「意見書」(別紙)の採択をお願いします。

上記のとおり陳情いたします。

平成27年2月16日

和光市議会議長 菅 原 満 様

陳情代表者

団体名 憲法を守り生かす和光市民の会

住所 埼玉県和光市新倉1-14-27(会の連絡所)

代表者 田 澤 達 好

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書(案)

安倍政権は、平成26年7月に国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の「閣議決定」を強行しました。「閣議決定」は、「憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という60年以上にわたって積み重ねられてきた歴代の政府見解を180度転換し、「海外で戦争する国」への道を開くものとなっていることは重大です。

そもそも、こうした憲法改定に等しい大転換を、国会での審議にもかけず、国民的議論にも付さずに、与党の密室協議を通じて、一内閣の判断で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものであり、到底容認できません。

「閣議決定」の問題点の第一は、従来の海外派兵法に明記されていた、「武力行使をしてはならない」、「戦闘地域にいつてはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵するということであり、第二は、「憲法9条の下で許容される自衛の措置」という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることです。

安倍首相がいう「現行の憲法解釈の基本的考え方は、何も変わることがない」、集団的自衛権の行使は、「明確な歯止めがある」「限定的なもの」、「日本が戦争に巻き込まれることはあり得ない」などは、何の確証も保障ありません。

若者の命と人生、日本が憲法9条とともに築いてきた国際的信頼、日本社会の人権と民主主義などを失うことは明らかで、日本国憲法の趣旨に反するものです。

また、従来の政府見解を土台から覆し、「海外で戦争する国」への大転換に踏み出すことに、国民の間には「自衛隊員に犠牲者が出れば、隊員の応募が激減し、徴兵制になりかねない」との不安が広がっています。

若い世代が、「最大の被害者は私たちだ」「大きな戦争に発展してしまう」「攻撃すれば今度はテロの危険にさらされる」と、自らの問題としてたかひに立ち上がり、子育て世代は、「平和憲法を子どもたちの世代に引き渡したい」との声をあげました。

よって、和光市議会は、憲法違反の「閣議決定」の撤回を求めると共に、「閣議決定」の具体化と、「海外で戦争する国」をめざすいっさいの立法作業をただちに中止することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣